

2 高齡者福祉關係

#### 1) 高齢者の介護予防・生活支援事業

名 称	目 的	準 抛 法	要 件
介護予防・日常生活支援総合事業	<p>要支援者等に多様なサービスを提供し、重度化防止や自立した日常生活を営むことができるよう支援をする。</p> <p>また、65歳以上の高齢者の主体的な介護予防の取り組みを推進するための支援を行う。</p>	介護保険法第115条の45第1項	<p>1 介護予防・生活支援サービス事業対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要支援認定者</li> <li>・事業対象者 (基本チェックリスト該当者)</li> </ul> <p>2 一般介護予防事業対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳以上の高齢者等</li> </ul>
介護者教室	介護をする家族の身体的・精神的負担の軽減を目的とした健康相談や、介護者の相互交流会等を内容とする介護者教室を開催し、介護予防及び在宅介護を支援する。		長野市内に居住する希望者 教室ごとに対象者を設定
訪問理容・美容サービス	寝たきり、認知症等のため、理容店又は美容院へ行くことが困難な在宅の高齢者等に対し、出張によりこれらとのサービスを提供する。	長野市訪問理容・美容サービス事業実施要綱 R5. 4. 1	<p>1 要介護2～5の認定を受けていて、次の要件に該当する65歳以上の在宅の者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 寝たきり高齢者 常に寝たきりの状態が6月以上続いている者</li> <li>(2) 認知症高齢者 認知症と診断された者又は日常生活の中で認知症によるものと判断される問題行動がある者で、日常生活に介護を必要とする者</li> </ol> <p>2 利用料 本人負担額 1,500円／回</p>

給付内容	申請手続き	備考												
<p>1 介護予防・生活支援サービス事業</p> <p>(1) 第一号訪問事業 ・従前相当サービス ・訪問型基準緩和サービス ・訪問型短期集中予防サービス</p> <p>(2) 第一号通所事業 ・従前相当サービス ・通所型基準緩和サービス</p> <p>■利用限度額</p> <table border="1"> <tr> <td>利用できる単位数</td><td colspan="2">1か月あたりの利用限度額 ※1 下表の額の1割または2割が自己負担になります</td></tr> <tr> <td>事業対象者</td><td>5,032単位</td><td>50,320円程度</td></tr> <tr> <td>要支援1</td><td>5,032単位 ※2</td><td>50,320円程度</td></tr> <tr> <td>要支援2</td><td>10,531単位 ※2</td><td>105,310円程度</td></tr> </table> <p>(3) 第一号生活支援事業 ・その他生活支援サービス (地域たすけあい事業)</p> <p>2 一般介護予防事業 65歳以上の介護予防の主体的な取り組みを支援する。</p>	利用できる単位数	1か月あたりの利用限度額 ※1 下表の額の1割または2割が自己負担になります		事業対象者	5,032単位	50,320円程度	要支援1	5,032単位 ※2	50,320円程度	要支援2	10,531単位 ※2	105,310円程度	<p>1 介護予防・生活支援サービス事業</p> <p>(1) 各地域包括支援センター (2) " " (3) 長野市社会福祉協議会</p> <p>2 一般介護予防事業 地域包括ケア推進課</p>	
利用できる単位数	1か月あたりの利用限度額 ※1 下表の額の1割または2割が自己負担になります													
事業対象者	5,032単位	50,320円程度												
要支援1	5,032単位 ※2	50,320円程度												
要支援2	10,531単位 ※2	105,310円程度												
<p>1 市内の地域包括支援センター・在宅介護支援センターで開催</p> <p>2 参加費無料（教材費等実費負担あり）</p> <p>3 開催日、会場等については別途</p>	<p>1 開催する地域包括支援センター・在宅介護支援センターへ直接申込み</p>													
<p>1 利用回数は、年6回以内</p> <p>2 理容師又は美容師が自宅を訪問し、サービスを提供する。</p>	<p>1 申請先 地域包括ケア推進課、各支所</p> <p>2 申請方法 訪問理容・美容サービス券交付申請書を提出する。</p> <p>3 利用方法 理容・美容組合加盟店等へ直接申し込む。</p>													

名 称	目 的	準 抱 法	要 件
緊急通報システム	ひとり暮らしの高齢者等の自宅に緊急通報装置等を設置し、緊急時に対応できる体制を整備する。	長野市ひとり暮らし高齢者、重度身体障害者緊急通報装置設置事業実施要綱 H1.12. 5	利用者が長野市内に居住している方で、 ① 65歳以上のひとり暮らしの方 ② 75歳以上の世帯の方 ③ 65歳以上の方及び重度身体障害者からなる世帯の方 上記①～③のいずれかを満たして、自宅の近くに協力員を確保が必要
在宅福祉介護料	介護が必要な高齢者を在宅で介護している介護者に對し、介護の労をねぎらうとともに介護に必要な費用の一部として介護料を支給し、在宅介護を支援する。	長野市在宅福祉介護料支給条例 S59. 4. 1	市内に引き続き1年以上居住し、要介護3・4・5の状況にあると認められる高齢者等を通算6か月(180日)以上在宅で介護している介護者 基準日 7月1日又は1月1日
はいかい高齢者家族支援サービス助成事業	民間事業者が提供する位置情報検索サービスを利用するのに必要な費用を助成し、はいかい高齢者の迅速な保護と介護者の負担軽減を図る。	長野市はいかい高齢者家族支援サービス助成事業実施要綱 H25. 4. 1	市内在住の65歳以上ではいかい行動のある事業対象者、要支援1～要介護5の認知症高齢者を在宅又は通いで介護している方
長野市要介護被保険者等住宅整備事業	介護が必要となった高齢者等の在宅での生活を継続するために必要な住宅の改修費用を助成し、在宅生活の支援を行う。	長野市要介護被保険者等住宅整備事業補助金交付要綱 H3. 4. 1	次のいずれにも該当する世帯 ① 介護保険の要支援・要介護の認定者(第2号被保険者で障害の程度が1級から3級の身体障害者手帳の交付を受けているものは除く)が住民登録のある住居で生活している世帯 ② 同一の住居及び生計を一にしているすべての人の市町村民税が非課税である世帯 ③ 要支援・要介護の認定者と、同一の世帯に属する人及び生計を一にする者の全てが介護保険料を滞納していないこと。
高齢者友愛活動事業	地域社会から孤立するおそれのある高齢者の孤独感を和らげ、また、地域社会との関わりを持つよう支援することを目的とした友愛活動実施団体へ、活動経費の一部を補助し、活動の促進を図る。	長野市高齢者友愛活動事業補助金交付要綱 R6. 4. 1	市内に在住する70歳以上の世帯の高齢者(または、65歳以上の障害者、認知症又は閉じこもりである人の世帯の高齢者)のうち、地域社会から孤立するおそれのある人を対象とした友愛活動(ふれあい交流会の実施・声かけ訪問)であること。 ふれあい交流会は、対象者が2人以上参加するものであって、年間6回以上の実施計画があること。

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
緊急通報装置等の貸与	1 申請先 地域包括ケア推進課、各支所 2 申請方法 長野市緊急通報装置設置申出書を提出する。 ※申請には、民生委員の確認が必要	利用者負担金 月 300円 (ただし、生活保護者は無料) ※緊急通報時の通話料は、別途本人負担
1 介護料 第1種 要介護4・5 35,000円 第2種 要介護3 25,000円 2 支給方法 口座振込 3 支給時期 9月又は3月(9月に支給された者を除く)	1 申請先 地域包括ケア推進課、各支所 2 申請方法 在宅福祉介護料受給資格認定申請書を提出する。 3 申請時期 7月中又は1月中	
1 助成率及び助成限度額 初期費用 10分の10以内 (上限8,000円) 月額利用料 10分の10以内 (上限 700円)	1 申込先 地域包括ケア推進課、各支所 2 申込方法 はいかい高齢者家族支援サービス助成事業利用申込書及び同意書を提出する。	
1 補助対象工事 補助対象者が常時使用する居室、浴室、便所、洗面所等の整備(あくまでも本人の自立支援のために市長が必要と認める必要最低限なもの) 2 補助金額 交付額 630,000円(補助限度基準額700,000円の9割)が上限	1 申請先 介護保険課、介護保険担当(篠ノ井支所駐在)、豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条支所 2 申請方法 住宅整備事業補助金交付申請書、住宅改修を必要と認める理由書、工事費見積書、図面、改修前の日付入写真、税調査に関する同意書、住宅所有者の承諾書を提出する。 ※必ず事前に窓口にご相談ください。	
1 ふれあい交流会 交流会に参加した対象者1人あたり500円以内を、1回の開催につき20人分までを補助する。但し、実際に要した年間の交流会実施経費と比較し、いずれか少ない額の補助となる。また、補助の対象は、月に1回を上限とする。 2 声かけ訪問 対象者がいる世帯(対象世帯)への訪問、又は電話による声かけ1回につき150円以内を補助する。但し、対象世帯につき月4回(月4回)分を上限とする。	1 申請先 地域包括ケア推進課 2 申請書類 (1) 補助金交付申請書 (2) 實施計画書	

## 2) 減免制度

名 称	目 的	準 抛 法	要 件
家庭ごみ処理手数料の減免	紙おむつ等を使用する世帯の経済的負担を軽減するため、一定枚数の可燃ごみ指定袋を交付します。	長野市家庭ごみ処理手数料の減免に関する要領	<p>市内に住所を有し、紙おむつを常時使用する人又は在宅で腹膜透析を実施する人等で、以下のいずれかに該当する人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険の要介護又は要支援の認定を受けている人</li> <li>・身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている人</li> </ul> <p>※施設入所等により紙おむつ等を家庭ごみとしてごみ集積所に出さない場合は対象となりません。</p> <p>※「紙おむつ」はリハビリパンツ、尿とりパッド等を含みますが、外出時のみ使用する等一時的に使用する場合は対象となりません。</p> <p>※在宅で腹膜透析を実施する人等とは、医療廃棄物等を1年間に可燃ごみ（大）30㍑指定袋で概ね20枚程度家庭ごみとしてごみ集積所に出す人が対象となります。</p>

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・紙おむつ使用者 可燃ごみ（大）30㍑袋 60枚／年</li> <li>・在宅腹膜透析実施者等 可燃ごみ（大）30㍑袋 20枚／年</li> </ul> <p>※年度途中に対象となった場合は交付枚数が異なります。</p>	<p>下記①②③を持参して市役所生活環境課（第二庁舎3階）又は各支所で申請をお願いします。（代理人の申請可、土、日曜・祝日を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①介護保険証、身体障害者手帳、療育手帳のいずれか</li> <li>②紙おむつ又は在宅医療用具の使用が確認できるもの（レシート（申請日以前6ヶ月以内のもの）又は公的な証明書等）</li> <li>③申請に来られる方の印鑑</li> </ul>	一度されますと、翌年度（4月）からは袋をご自宅に配達します。

### 3) 高齢者福祉施設等の整備等

名 称	目 的	準拠 法	要 件
地域包括支援センター	介護予防のマネジメント及び介護に関する総合相談支援など地域の保健医療の向上、福祉の増進を包括的に支援	介護保険法第115条の45、46	
在宅介護支援センター	介護に関する総合的な相談に応じるとともに地域内の関係機関との連絡調整を行う。	老人福祉法第20条の7の2	
養護老人ホーム	環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者を措置入所により養護する。	老人福祉法第11条	1 おおむね65歳以上の高齢者で養護老人ホームへの入所措置が必要と認められる者 2 本人及び扶養義務者の収入・課税状況に応じた費用負担が必要
軽費老人ホーム(A型・ケアハウス)	家庭環境、住宅環境等によって居宅生活が困難な高齢者を低額な料金で入所させ、日常生活上必要な便宜を供与し、高齢者が健康で明るい生活を送れることを目的とする。	老人福祉法第20条の6	1 満60歳以上であること。(同居する配偶者等にあってはこの限りでない。) 2 施設が定める入居者の要件を満たすこと。
有料老人ホーム	高齢者が暮らしやすいよう配慮した住まいに、「食事の提供」、「介護の提供」、「家事」、「健康管理」のいずれかのサービスを提供する、民間事業者が設置した施設	老人福祉法第29条	1 満60歳以上であること。(配偶者はこの限りでない。) 2 施設が定める入居の要件を満たすこと。
サービス付き高齢者向け住宅	バリアフリー構造やケアの専門家による安否確認サービス、生活相談サービスを提供する賃貸住宅	高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条	1 60歳以上又は要介護・要支援を受けている者及びその同居者
高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業	ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が地域の中で自立てて安全かつ快適な生活を送ることができるよう高齢者に配慮された賃貸住宅に入居する高齢者に対し、生活援助員を派遣し、生活指導・相談、安否の確認等のサービスを提供する。	長野市高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業実施要綱 H10.10.1	1 入居者の要件 ① 単身者：65歳以上で日常生活動作に支障のない程度の者 ② 2人世帯：2人とも65歳以上（この場合のうち、配偶者についてはおおむね60歳以上）で、日常生活動作に支障のない程度の者 2 入居者の負担 前年の所得税額により、生活援助員の派遣に要する費用を負担

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
1 総合相談支援 2 介護予防ケアマネジメント 3 権利擁護 4 包括的・継続的ケアマネジメント支援 5 在宅医療・介護連携推進 6 認知症支援 7 地域ケア会議 8 生活支援体制整備 9 指定介護予防支援事業所		施設一覧159頁
1 各種相談（電話、面接、訪問） 2 各種保健福祉サービスの利用手続きの支援 3 要援護高齢者の実態把握等		施設一覧160頁
1 養護老人ホームへの入所措置	1 入所相談先 地域包括ケア推進課、福祉政策課篠ノ井分室	施設一覧155頁
	1 入所申込先 施設へ直接 2 利用料 施設ごとに定めてある生活費及び事務費等を納入する。ただし、入所者の所得により事務費の軽減がある。 ケアハウスでは、管理費入居一時金が必要	施設一覧156頁
	1 入居申込先 施設へ直接 2 利用料 施設へお問い合わせください。	施設一覧156頁
	1 入居申込先 施設へ直接 2 利用料 施設へお問い合わせください。	施設一覧158頁
1 生活援助員による次のサービス ① 生活指導、相談 ② 安否の確認 ③ 一時的な家事援助 ④ 緊急時の対応 ⑤ 関係機関との連絡 ⑥ その他日常生活上必要な援助 2 高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)入居者用団欒室等の利用	1 シルバーハウジングへの入居は、施設の設置者へ申し込む。（募集があった場合のみ） 長野県住宅供給公社 (市営住宅今井団地指定管理者)	

名 称	目 的	準 抱 法	要 件
高齢者生活福祉センター 高齢者共同生活支援施設	地域において、ひとり暮らし等で見守りがなければ自宅で日常生活を送ることが困難な高齢者等が利用する施設。 住居の提供と、各種相談・助言を行い、緊急時の対応を行う。	長野市高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例 H17. 1. 1  長野市高齢者共同生活支援施設の設置及び管理に関する条例 H17. 1. 1	1 60歳以上のひとり暮らし、又は夫婦のみの世帯に属する者で、高齢等のため独立して生活することが困難な者 2 60歳以上の者で、家族による援助を受けることが困難で高齢等のため独立して生活することが困難な者
特別措置事業	家族による虐待や身寄りがないなどの理由により、介護保険サービスを受けることができない高齢者等に対し、措置により介護保険サービス等を提供する。	老人福祉法第10条の4、第11条	家族による虐待や身寄りがないなどの理由により、保護が必要な高齢者
成年後見制度利用支援事業	身寄りのない認知症高齢者等で、判断能力が不十分な者の財産保護、福祉サービス等の利用援助などを行うため、市長が家庭裁判所に成年後見の審判申立てを行うことにより成年後見制度の利用を促進する。	老人福祉法第32条 長野市要援護高齢者に係る成年後見制度に基づく市長による審判の請求手続きに関する事務取扱要領 H15. 11. 1	判断能力が不十分であって、本人に代わって契約行為等を行う親族等のいない者
長野市成年後見支援センター	認知症高齢者や知的・精神障害者等の判断能力が低下した者を法的に保護し、支援する成年後見制度が適切に活用されるよう相談・助言、申立支援等を総合的に実施し、成年後見支援体制の構築促進を図る。	長野市成年後見支援センター事業実施要綱 R3. 4. 1	市内・信濃町・飯綱町・小川村に居住する者

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
高齢者生活福祉センター又は高齢者共同生活支援施設への入居・利用	1 利用相談先 高齢者活躍支援課 地域包括ケア推進課 2 利用料 条例に定める使用料の外、光熱水費等 (戸隠高齢者共同生活支援施設は食費も加わる。)	施設一覧155頁
介護保険サービスの利用等	1 相談先 地域包括ケア推進課、福祉政策課篠ノ井分室	
1 家庭裁判所への市長による審判申立て 2 後見人等の報酬に対する助成金の交付（市長による審判申立てをした、生活保護受給者等が対象）	1 相談先 地域包括ケア推進課、福祉政策課篠ノ井分室、地域包括支援センター	
1 相談・調整事業 ア 専門相談の実施 イ 専門職調整会議の開催 2 実務者支援事業 ア 実務者相談事業の実施 イ 専門職派遣事業の実施 3 利用支援事業 ア 利用支援相談の実施 イ 申立手続、書類準備等支援事業の実施	問合せ先 長野市成年後見支援センター (市社会福祉協議会内) (225-0153)	

名 称	目 的	準 抱 法	要 件
「おひとりさま」 あんしんサポート 事業	身寄りのない高齢者の相談窓口を設置し、住宅入居、入院、施設入所等の際の身元保証、日常の財産管理及び葬儀、相続、財産の処分等死後の事務について、弁護士、司法書士、NPO法人、その他支援機関等につなぎ、自立した生活から死後に至るまで包括的に支援する体制を構築する。	長野市「おひとりさま」あんしんサポート事業実施要綱 R3. 4. 1	市内に住所を有する身寄りのない高齢者

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
<p>1 身元保証・財産管理・死後事務相談業務          ア おひとりさま相談窓口の実施          イ 訪問相談・アウトリーチ支援          ウ 人生会議開催支援、代理人受任          エ 支援方針検討会議の実施          2 任意後見制度等利用支援業務          ア 任意後見契約受任者等受任者調整          イ 任意後見契約受任者等からの相談対応</p>	問合せ先 「おひとりさま」あんしんサポート相談室 (長野市社会福祉協議会内) (219-5115) 来所・訪問による相談は事前の電話予約をお願いします。	

#### 4) 高齢者の社会参加支援・生きがい対策

名 称	目 的	準 抱 法	要 件
老人クラブの育成事業	老人クラブ活動を通じて、高齢者の教養の向上、健康の増進や社会活動の実施・地域社会との交流を促進し、老後の生活を健やかで豊かなものにするため、各単位老人クラブ及び連合会に補助金を交付してその活動促進を図る。	老人福祉法 S38. 7.11 長野市老人クラブ活動促進事業補助金交付要綱 H27. 4.30	1 老人クラブ活動助成 老人クラブが行う会員の教養向上、健康増進、スポーツ振興事業及び社会奉仕活動等の推進に対し助成を行う。 2 老人クラブ連合会助成 長野市老人クラブ連合会に補助金を交付し、独自の事業活動を促す。
おでかけパスポート事業	高齢者の生きがい及び健康づくりの推進と積極的な社会参加を促すとともに、公共交通機関であるバスの利用促進を図る。	長野市おでかけパスポート実行委員会設置規約 H23. 7.29	市内に住所を有する70歳以上の者

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考												
1 老人クラブ活動促進事業補助金 加入会員数、活動実績に応じて交付（限度額あり。）	1 申請先 高齢者活躍支援課 2 必要書類 (1) 補助金交付申請書類 (2) 各種添付書類が必要（問い合わせのこと。）	○老人クラブ連合会の活動内容 ・会報発行 ・指導者研修会 ・環境保護運動 ・交通安全の推進 ・敬老祝賀 ・健康づくり事業												
市内の一般路線バス及び市営バスを利用すると、おでかけパスポートで乗車すると、市内区間の運賃が通常より安くなります。	1 申込先 高齢者活躍支援課、各支所	市内バス会社（アルピコ交通・長電バス）と市で実行委員会を組織し、事業を運営。												
<p>☆おでかけパスポートの利用者負担額</p> <table border="1"> <tr> <td>通常運賃</td> <td>150円～340円</td> <td>350円～440円</td> <td>450円～540円</td> <td>550円～690円</td> <td>700円以上</td> </tr> <tr> <td>利用者負担額</td> <td>120円</td> <td>160円</td> <td>200円</td> <td>240円</td> <td>300円</td> </tr> </table>			通常運賃	150円～340円	350円～440円	450円～540円	550円～690円	700円以上	利用者負担額	120円	160円	200円	240円	300円
通常運賃	150円～340円	350円～440円	450円～540円	550円～690円	700円以上									
利用者負担額	120円	160円	200円	240円	300円									

名 称	目 的	準 抱 法	要 件
敬老祝事業	長寿を祝福し、市民の高齢者に対する敬愛の精神と高齢者福祉について理解と関心を高めるとともに、高齢者自らの生活意欲の向上を図るため、老人の日にお祝い品等を贈呈する。		<p>(1) 敬老メッセージカード 1) 8月15日現在市内に住所を有する者 2) 88歳の者</p> <p>(2) 敬老お祝い状 1) 8月15日現在市内に住所を有する者 2) 100歳及び市内最高齢の者 (当該年度末現在)</p> <p>(3) 高齢者記念品 市内最高齢の者 (〃)</p> <p>国要綱 (4) 高齢者お祝い状等 100歳の者 (〃)</p> <p>(5) 高齢者訪問 100歳の者 (〃)</p> <p>長野市高齢者写真無料撮影事業 77・100歳の者 (〃)</p>
ながのシニアライフアカデミー運営事業	高齢社会においてシニアの果たす役割が重要になっていることから、地域社会活動等の専門知識を習得し、社会で活躍貢献できる人材を育成する。		市内に居住するおおむね60歳以上の者
老人福祉センター (愛称：かがやきひろば)	高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーション等の便宜を供与するとともに、地域における福祉活動の場を提供し、高齢者の福祉の向上を図る。	長野市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例 S53. 3.31	<p>1 市内に居住する60歳以上の者 2 市内に居住する者で、地域福祉に関する活動をしようとする者</p>

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
(1) メッセージカード 実施時期9月	申請不要	
(2) お祝い状 実施時期9月	申請不要	
(3) 記念品 交付時期9月	申請不要	
(4) お祝い状等 交付時期9月	申請不要	
(5) 市長又は支所長等が希望者宅を訪問し、長寿を祝う。 実施時期9月	訪問希望の有無を事前に本人に確認。	
(6) キャビネ版(台紙又は額付・77歳) ※写真を入れる額は有料 実施時期6月頃 (77歳) 四つ切り版 (100歳) 実施時期9月 (100歳)	申請不要 ・77歳は撮影券を持って、実施日に写真館で撮影。(5~6月郵送) ・100歳は撮影希望の有無を事前に本人に確認。(5~6月郵送予定)	長野市営業写真館協会の協力を得て、記念写真を贈り長寿を祝う。
1 講義内容 地域づくり、健康づくりに関すること 2 講 義 数 月1、2回10日間程度 1コマ90分 3 定 員 40名 4 会 場 長野市ふれあい福祉センター・長野市生涯学習センター等 5 受 講 料 一講義：250円	1 申請先 高齢者活躍支援課、各支所、各かがやきひろば 2 必要書類 ① 入学願書 ※入学願書は長野市HP及び各申請先にあります(毎年4月頃)。 ② 110円切手を貼付した返信用封筒	
1 開館時間 午前9時～午後9時 2 休 館 日 日曜日及び土曜日、国民の祝日にに関する法律に規定する休日及び12/29～1/3 3 各講座等の開催 4 受 講 料 1回100円	1 利用申込 各かがやきひろばへ直接	かがやきひろば(老人福祉センター)の所在地・電話番号等 →154頁

名称	目的	準拠法	要件																
ふれあい交流ひろば (愛称:かがやきひろば)	老人福祉センターの機能を有する比較的小規模な施設として、世代間交流、教養や趣味等の講座を行うなど地域のふれあいの場として福祉の向上を図る。	長野市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例 S53. 3. 31	1 市内に居住する60歳以上の者 2 市内に居住する者で、地域福祉に関する活動をしようとする者																
老人憩の家 (愛称:いこいの家)	高齢者の相互交流・教養の向上、レクリエーション等の場として、心身の健康の増進を図る。	長野市老人憩の家設置及び管理に関する条例 S47. 4. 1	1 市内に居住する60歳以上の者・障害者手帳等の所有者(ともに利用券の交付が必要) 2 利用料 (1) 利用券提示の者 250円 (2) 上記1の付添者等 300円 (3) 障害者手帳等の所有者 減免 ※利用券と共に提示する 3 静養室利用料等 <table border="1"><tr><td>使用時間</td><td>9:00 ~12:30</td><td>12:30 ~16:00</td><td>9:00 ~16:00</td></tr><tr><td>6畳</td><td>600円</td><td>600円</td><td>1,200円</td></tr><tr><td>8畳以上</td><td>800円</td><td>800円</td><td>1,600円</td></tr><tr><td>冷暖房料</td><td colspan="3">実費相当</td></tr></table>	使用時間	9:00 ~12:30	12:30 ~16:00	9:00 ~16:00	6畳	600円	600円	1,200円	8畳以上	800円	800円	1,600円	冷暖房料	実費相当		
使用時間	9:00 ~12:30	12:30 ~16:00	9:00 ~16:00																
6畳	600円	600円	1,200円																
8畳以上	800円	800円	1,600円																
冷暖房料	実費相当																		
はり、マッサージ費等助成事業	いこいの家利用者に、はり・マッサージを施術し、高齢者の健康増進と視覚障害者の福祉の向上を図る。	長野市はり、マッサージ事業実施要綱 H8. 4. 1	1 いこいの家利用者 2 負担金 マッサージ 600円 はり 700円 (はり、マッサージの両方を同一施術者から受ける場合は1,000円)																
高齢者授産施設就労奨励金支給事業	授産施設に就労する高齢者に交通費の一部(就労奨励金)を支給し、就労の促進を図る。	長野市高齢者授産施設就労奨励金支給要綱 S60. 4. 1	市内に住所を有する60歳以上の者で、次に挙げるもの (1) 通所のため、電車又はバスを利用する者 (2) 通所のため、自動車又は原動機付自転車を使用する者(通所距離が片道2キロメートル以上の者に限る。)																

給付内容	申請手続き	備考																																																																																
1 開館時間 午前9時～午後4時 ※(戸隠は午前9時～午後3時30分・松代・大岡は午後5時まで) 2 開館日 (小田切 火・木曜日) (松代・大岡 月～金曜日) (七二会 水・金曜日) (信更 水・金曜日) (戸隠 火～金曜日) 3 各講座等の開催 4 受講料 1回100円	1 利用申込 各かがやきひろばへ直接又は高齢者活躍支援課 ・かがやきひろば信更は、信更公民館でも受付可 ・かがやきひろば大岡は、大岡支所市民担当へ	かがやきひろば(ふれあい交流ひろば)の所在地・電話番号等 →154頁																																																																																
1 開館時間 午前9時～午後4時 (入浴は午前10時～午後3時30分) 2 休館日 右記日程表の日と国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12/29～1/3 若穂いこいの家は右記日程表の日と12/31及び1/1	1 いこいの家利用券申請先 高齢者活躍支援課又は各支所 →154・155頁  いこいの家週間日程表 <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>日</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th></tr></thead><tbody><tr><td>松代</td><td></td><td>マッサージ はり</td><td>マッサージ はり</td><td></td><td></td><td>休館日</td><td>マッサージ はり</td></tr><tr><td>石川</td><td></td><td></td><td>休館日</td><td>マッサージ</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>大豆島</td><td></td><td></td><td></td><td>マッサージ</td><td>休館日</td><td></td><td>マッサージ</td></tr><tr><td>茂菅</td><td></td><td></td><td>マッサージ</td><td>休館日</td><td></td><td>マッサージ</td><td></td></tr><tr><td>新橋</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>休館日</td><td></td><td>マッサージ</td></tr><tr><td>氷鉢</td><td>休館日</td><td></td><td>マッサージ はり</td><td>マッサージ</td><td></td><td>マッサージ はり</td><td></td></tr><tr><td>東北</td><td></td><td></td><td>マッサージ</td><td>マッサージ</td><td></td><td>休館日</td><td></td></tr><tr><td>若穂</td><td></td><td></td><td></td><td>マッサージ はり</td><td>第3木曜 休館日</td><td>マッサージ はり</td><td></td></tr><tr><td>東長野</td><td>休館日</td><td>マッサージ</td><td></td><td></td><td>マッサージ</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	名称	日	月	火	水	木	金	土	松代		マッサージ はり	マッサージ はり			休館日	マッサージ はり	石川			休館日	マッサージ				大豆島				マッサージ	休館日		マッサージ	茂菅			マッサージ	休館日		マッサージ		新橋					休館日		マッサージ	氷鉢	休館日		マッサージ はり	マッサージ		マッサージ はり		東北			マッサージ	マッサージ		休館日		若穂				マッサージ はり	第3木曜 休館日	マッサージ はり		東長野	休館日	マッサージ			マッサージ			いこいの家の所在地・電話番号等 →154・155頁
名称	日	月	火	水	木	金	土																																																																											
松代		マッサージ はり	マッサージ はり			休館日	マッサージ はり																																																																											
石川			休館日	マッサージ																																																																														
大豆島				マッサージ	休館日		マッサージ																																																																											
茂菅			マッサージ	休館日		マッサージ																																																																												
新橋					休館日		マッサージ																																																																											
氷鉢	休館日		マッサージ はり	マッサージ		マッサージ はり																																																																												
東北			マッサージ	マッサージ		休館日																																																																												
若穂				マッサージ はり	第3木曜 休館日	マッサージ はり																																																																												
東長野	休館日	マッサージ			マッサージ																																																																													
1 時間 各施設午前10時～午後3時30分まで 2 実施日 上記いこいの家週間日程表参照	1 申請先 各いこいの家 2 必要書類 いこいの家利用券																																																																																	
1 電車又はバスの利用者 1日の往復にかかる運賃の2分の1(ただし、1日につき250円を上限とする。) 2 自動車又は原動機付自転車の使用者 日額100円(ただし、1月につき2,000円を上限とする。)	授産施設の長が対象者名簿を提出																																																																																	

名 称	目 的	準 抱 法	要 件
シニアアクティブ ルーム	中心市街地での老人福祉センター等の機能を持つ高齢者の活動拠点として、教養や趣味等の講座を行うなど高齢者の福祉の向上を図る。	長野市シニアアクティブルーム運営事業実施要綱 H15. 4. 1	<p>1 市内に居住する60歳以上の者</p> <p>2 市内居住する者で、地域福祉に関する活動をしようとする者</p> <p>3 参加料 1回100円</p>
加齢性難聴者補聴器購入費補助金	加齢性難聴が原因による生活の質の低下や閉じこもることなく社会参画ができるよう、補聴器の購入補助金を交付する。	長野市加齢性難聴者補聴器購入費補助金事業実施要綱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長野市に住民票を有し、現に居住している65歳以上の者</li> <li>・住民税非課税世帯に属する者</li> <li>・障害手帳未交付の中等度難聴の者（聴力レベル40db以上70db未満）</li> <li>・補聴器の使用について補聴器相談医の意見書が得られる者</li> </ul>

給 付 内 容	申 請 手 続	備 考
<p>1 開館時間 午前10時～午後5時</p> <p>2 休 館 日 日曜日及び土曜日、国民の祝日にに関する法律に規定する休日及び12/29～1/3、毎月第1、第3水曜日（その日が休日のときはその翌日）</p> <p>3 各講座等の開催</p>	1 利用申込 シニアアクティブルームへ往復はがきで申込	開設場所 もんぜんぶら座3階 (大字南長野新田町 1485番地1) TEL 223-0058
上限30,000円（30,000円未満の場合はその額）	<p>1 高齢者活躍支援課から申請書類を入手</p> <p>2 補聴器相談医へ受診…診察、聴力検査→医師の意見書徵取</p> <p>3 補聴器販売事業者へ相談→補聴器の見積書徵取</p> <p>4 補助金交付申請書類提出…医師の意見書、補聴器の見積書添付（高齢者活躍支援課で申請書審査…交付決定書交付）</p> <p>5 補聴器購入→補聴器販売事業者から領収書</p> <p>6 補助金交付請求書提出…領収書添付</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補聴器購入前の申請が必要。</li> <li>・申請の際は、医師の意見書、補聴器の見積書の添付が必要。</li> <li>・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律の規定により医療機器に該当する補聴器の購入費用が該当。</li> <li>・補助金の交付は1回限り。</li> </ul>